

令和7・8・9年度

福岡市・水道局・交通局
競争入札参加資格審査申請要領

《物品売払》

物品売払・・・市の不用品の買い取りを希望する場合

受付期間

令和6年12月16日(月) から
令和7年 2月 7日(金) まで

※令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)までを除く

福岡市に申請した方は水道局及び交通局に
申請したことになります。

注意

複数の区分（①工事・製造、②委託、③物品購入・リース、④物品売払）
を申請する場合は、それぞれ申請が必要です。

<メモ>

目 次

はじめに	1 ページ
競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ	2 ページ
1 競争入札参加者に必要な資格	5 ページ
(1) 競争入札参加者に必要な資格	
(2) 競争入札に参加するために必要な資格	
(3) 暴力団排除策の強化について	
2 申請区分業種	7 ページ
3 申請に必要な書類	8 ページ
(1) インターネット申請前までに準備するもの	
(2) その他	
(3) 提出書類チェックリスト (物品売払)	
4 継続申請者の変更届について	17 ページ
5 インターネット申請の入力内容	17 ページ
6 申請に必要な書類の提出について	18 ページ
(1) 提出方法	
(2) 提出にあたっての注意点	
7 補正手続きについて	19 ページ
8 競争入札参加資格の認定及び公表	20 ページ
9 競争入札参加資格の有効期間	20 ページ
10 登録 (申請) 内容の変更について	21 ページ
11 お問い合わせについて	21 ページ

はじめに

本書は、令和7・8・9年度 福岡市・水道局・交通局競争入札参加資格審査申請において「物品売払」を希望する方を対象とした要領です。

本書に基づく申請により、競争入札参加資格の認定を受け「令和7・8・9年度競争入札有資格者名簿」（通称「登録業者名簿」）に登載された方は、**令和7年8月1日から令和10年7月31日まで**の間に公告または指名がなされる入札について、参加資格を有します。

申請から登録完了までの流れはP 2～4のとおりです。

（※なお、令和7年は2025年、令和8年は2026年、令和9年は2027年と同義とします。）



支店等の登録について

地場外の法人で、本市との取引を支店等の代理人に行わせる場合は、インターネット申請にて支店情報の入力をしてください。

支店情報の入力の際は、入力画面に記載されている「委任の確認」欄の＜委任事項＞を確認したうえで、チェックボックスにチェックし登録してください。



必要書類の提出方法について

必要書類の提出方法については、**インターネット申請の「必要書類の送信」**から電子ファイルの送信をおこなってください。

（変更届出等の必要書類提出方法についても、インターネット申請を利用したデータ提出（一部の手続きを除く。）となります。）

競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ

第1 事前準備

1

登録内容の確認

- 登録業者名簿検索ページより、令和4・5・6年度競争入札有資格者名簿への登録の有無及び本・支店情報を確認してください。

登録業者名簿検索 <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/php/fkks2010.php>

登録内容に変更がある場合 ⇒ 「2 登録内容の変更」へ

新規申請者または登録内容に変更がない場合 ⇒ 「3 入札参加資格の確認」へ

2

登録内容の変更

- 現在の登録内容に変更がある場合は、資格審査申請の前に下記の URL から変更届を提出してください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/02.html

▼登録内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更届」を提出してください。また、競争入札参加者に必要な資格のいずれかに該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

3

入札参加資格の確認 → P5～6

- 【官公需適格組合の証明を受けている組合で、官公需適格組合特例措置を希望する方】福岡市ホームページに掲載されている要領を確認のうえ、登録の申請を行ってください。

4

希望する申請区分業種を「申請区分業種分類表（物品売払）」で確認してください。 → P7

▼申請区分業種は、申請受理後に変更することができませんので、事前に十分確認してください。

5

必要書類の確認・準備 → P8～16

- 必要書類をご確認のうえ、各種証明書など発行に時間を要するものについては事前に準備をお願いします。

▼インターネット申請の登録内容と同一のものを用意してください。インターネット申請までに変更の予定がある方は、変更後の内容で準備してください。

6

「システム操作マニュアル（物品売払）」をダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/uriharai.html

福岡市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 入札・契約・公募 → 契約情報 → 資格審査申請 → 申請手続き（「申請要領・様式・システム操作マニュアル等へ」） → 物品売払

第2 インターネット申請・必要書類の提出

7

下記 URL から申請内容を入力し、必要書類を提出してください。

※6でダウンロードした「システム操作マニュアル（物品売払）」を十分に確認のうえ作業を進めてください。

→ 入力項目: 要領 P17 必要書類: 要領 P8 提出方法: 要領 P18

《インターネット申請URL》（物品売払）

▼ https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/application_01.html

→ 「競争入札参加資格審査申請インターネット受付画面を開く」からログインしてください。なお、入力可能となるのは12月16日（月）からです。それ以前は変更届のみ入力可能です。

《インターネット申請受付期間》（物品売払）

令和6年12月16日（月）～令和7年2月7日（金）

ただし、令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）までを除く

※アクセス集中の緩和のため、可能な限り下記の指定期間に申請をお願いします。

※法人等略語は頭文字に含みません。 例: (株)福岡→ハ行

会社名等の頭文字	指定期間
ア行、カ行	令和6年12月16日（月）～ 令和6年12月25日（水）
サ行、タ行	令和6年12月26日（木）～ 令和7年1月14日（火） ※令和6年12月28日（土）～ 令和7年1月5日（日）は申請不可
ナ行、ハ行	令和7年1月15日（水）～ 令和7年1月24日（金）
マ行、ヤ行、ラ行、ワ行	令和7年1月25日（土）～ 令和7年2月3日（月）
予備	令和7年2月4日（火）～ 令和7年2月7日（金）

【入 力 時 間】 9:00～23:00（土・日・祝日も入力可）

ただし、令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）までの期間は入力不可。 また最終日の令和7年2月7日（金）は、17:00まで。

▼補正のない方についてはこの段階で申請手続終了です。→第4 受付・認定結果通知へ

第3 補正手続

8

入力データ・提出書類の確認後、申請内容や書類に不備・不足があるため、受理できない場合は「補正願い」のメールをお送りします。「補正願い」のメールが届いたら、直ちにインターネット申請にログインして補正内容を確認し、必要な補正処理を行ってください。 → P19
なお、下記期限までに補正処理が完了しない場合は受理できませんのでご注意ください。

《不足・不備がある場合の補正最終期限》

【補正入力最終期限】令和7年4月11日(金) 17時まで

第4 受付・認定結果通知

9

- ・申請が受理されると、「受理のお知らせ」のメールが届き、インターネット申請の「申請／審査状況」は「受理済」と表示されます。

※補正がない場合でも、受理までに1ヵ月以上の期間を要します。

- ・資格認定通知は令和7年8月1日付けで行います。通知が届くまでしばらくお待ちください。 → P20

1 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記（２）のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類若しくは資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記入をした者、重要な事実について記入しなかった者、不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者及び経営状況が著しく不健全であること又は競争入札参加者としてふさわしくない事実が審査の過程等で判明した者については、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。本市への競争入札参加資格審査申請を行う方についてはこのことを承諾したものとして審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するために必要な資格

- ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- イ. 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第 3 に該当する者でないこと。
- ウ. 福岡市税を滞納していない者であること。
- エ. 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ. 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

(3) 暴力団排除策の強化について

本市では、福岡市暴力団排除条例の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。

その一環として、競争入札参加資格審査申請時に、代表者（個人事業主を含む）、役員（※注 1）及び支店等に委任する場合の支店長等（以下「代表者等」という。）の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を入力していただきます。（※注 2）。

インターネット申請時に入力もれがないよう確認してください。また、申請及び認定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注 1 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）。

※注 2 代表者（個人事業主を含む）、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。なお、代表者の役職・氏名及び支店等に委任する場合の支店長等の役職・氏名は本市ホームページで業者情報として公表します。

【参考 1】地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※注3）
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注3 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考 2】福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第 3 入札参加資格の取り消し基準

措 置 要 件
1 役員等（役員等として登記又は本市若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。） ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき

2 申請区分業種

申請区分業種は、下記「申請区分業種分類表（物品売払）」のとおりです。同表を参照し、希望する申請区分業種を申請してください。（1位から3位まで申請することができます。）

同表に記載のない業種・品目は、本要領に基づく申請は必要ありません。

<注意事項>

- **申請受理後は申請区分業種の変更はできません**ので、十分確認のうえ申請してください。（今回の登録の有効期限令和10年7月31日まで変更できません。）
- 指名競争入札については、**福岡市、水道局又は交通局指名基準**に基づき入札参加者の選定を行います。入札参加資格の認定を受けても必ずしも指名があるとは限りません。
- **以前の別表と異なる場合がありますので、必ず下記の表で確認してください。**

申請区分業種分類表（物品売払）

業 種		申請区分業種		説 明
0 1	物品売払	0 1	金属	鉄くず、非鉄金属くず
		0 2	紙	古紙
		0 3	中古自動車	中古自動車
		0 4	古物	中古機器
		0 5	その他	上記以外

必要な許可等

《必須》

- ・古物商許可証【各公安委員会（警察署）発行のもの】

《該当業種》

【都道府県もしくは市町村発行のもの】

- ・産業廃棄物処分業許可証
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証
- ・引取業者登録通知書（使用済自動車の再資源化等に関する法） など

営業に関し、法律上必要とする許可等の写しを提出していただく必要がありますので、あらかじめご準備ください。

3 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。注意事項に留意し、作成、提出してください。
様式は、次からダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/uriharai.html

福岡市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 入札・契約・公募 → 契約情報 → 資格審査申請 → 申請手続き(「申請要領・様式・システム操作マニュアル等へ」) → 物品売払

<注意事項>

- 提出書類の記載に使用する言語は日本語とし、明確に記入してください。
- P 9～16 の注意、記載例を確認し、正確に記入してください。
- **申請受理後の提出書類の差替えはできません。**

(1) インターネット申請前までに準備するもの

下記について、インターネット申請内容と同一内容の最新のものを準備してください。

▼ 使用印鑑届（物品売払） ⇒ P 10（様式1）

ア 市の取引に使用する印鑑を届け出るもの

▼ 各公的機関発行の証明書等（令和6年11月1日以降発行のもの） ⇒ P 11～12

※ 発行日が令和6年10月31日以前のは一切、受理できません。

イ 登記事項（全部事項）証明書＜法人の場合＞

ウ 身分証明書＜個人の場合＞

エ 消費税及び地方消費税納税証明書（その3）,（その3の2）,（その3の3）のいずれか

オ 福岡市税の徴収金滞納状況照会用（様式2）＜個人の場合＞

▼ その他の書類 ⇒ P 13～16

カ 直近2年分の財務諸表＜法人の場合＞（個人の場合は様式3）

財務諸表を提出できない場合は、その理由書を提出すること（様式4）

キ 業者調書（物品売払）（様式5）

ク 許可等の写し（古物商許可、引取業者登録通知書）

(2) その他

▼ 組合員等名簿 ※該当者のみ

ケ 組合員等名簿の写し

事業協同組合など各種組合等として申請する場合は、組合員等名簿

(3) 提出書類チェックリスト (物品売払)

※ このリストは提出の必要はありません

記号	提出書類	法人	個人	チェックポイント 詳細はP10～16をご覧ください
ア	使用印鑑届 (様式1)	△	△	提出は新規申請者のみ □印影は鮮明か □P10の注意事項を確認済みか
イ	登記事項 (全部事項) 証明書	○	—	□証明書の発行日は 令和6年11月1日以降か □登記事項証明書は <u>全部事項</u> か
ウ	身分証明書	—	○	
エ	消費税及び地方消費税 納税証明書	○	○	
オ	福岡市税の徴収金滞納状況照 会用 (様式2)	—	○	□提出は <u>個人事業主のみ</u> P12参照
カ	直近2年分の財務諸表	○	○ 様式3	□直近2年分あるか □提出できない場合は、理由書 (様式4) を 作成しているか □個人は様式3に、必要事項を漏れなく 記入しているか
キ	業者調書 (物品売払) (様式5)	○	○	□P16のとおり記載しているか
ク	許可等の写し	△	△	提出は該当者のみ □必要な許可の写し又は証明書があるか
ケ	組合員等名簿	△	—	事業協同組合など各種組合等として申請 する場合は、組合員等名簿

○全員 △該当者

使用印鑑届（様式1）新規申請者のみ

【ア】

- ▼ 本市との取引に使用する印鑑を届けていただくものです。
物品売払について新規申請される方はすべて提出してください。（令和4・5・6年度に物品売払で登録されている場合は提出不要です。）
なお、変更届が提出されるまでは、提出された使用印鑑届を継続して使用します。
- ▼ 使用する印鑑についての注意事項は次のとおりです。
- ① 法人の場合はできるだけ商号と役職名が含まれた代表者の印を使用印鑑としてください。会社印（会社名みの印）は使用できません。
 - ② 地場外の法人で本市との取引を支店等の代理人に行わせる場合は、できるだけ商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑としてください。
 - ③ 個人の場合は代表者の印を使用印鑑としてください。会社印は使用できません。
 - ④ 使用印鑑は実印でなくても差し支えありません。

様式1

使用印鑑届（物品売払）

令和 年 月 日

（あて先）
福岡市長
福岡市水道事業管理者
福岡市交通事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者役職名・氏名
業 者 番 号

・日付は書類作成日を記載してください。

- ・業者名（本店の商号又は名称）を記入してください。
- ・氏名の前に、本店の代表者役職名も記入してください（例：代表取締役、代表者 など）

※参加資格審査申請にあたり、当社（私）は

記

業者番号の記入は不要です。
ただし、令和6年8月1日現在の登録業者名簿において工事・製造、委託又は物品購入・リースの登録がある場合は、その業者番号を記入してください。



40mm

- ・鮮明に押印してください。
※不鮮明な場合は受付できません。

- ・なお、代理人を定める場合は、代理人の印を押印してください。

※スキャンする際に、拡大・縮小しないでください。

各公的機関発行の証明書等

【イ・ウ・エ・オ】

▼ **令和6年11月1日以降に発行**されたものを提出してください（写し可）。

※上記以前に発行されたものや、下記内容と異なるものは受付できませんので、ご注意ください。

記号	提出書類	説 明
イ	＜法人の場合＞ 登記事項（全部事項）証明書	☐ 法務局発行の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」 ☐ 役員全員の名前が記載されていることを確認してください。 ＊一般財団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」によるものは受付できません。
ウ	＜個人の場合＞ 身分証明書	☐ 本籍地の市区町村発行の身分証明書 ☐ 外国人の方は、住民登録している市区町村発行の住民票
エ	消費税及び 地方消費税 納税証明書	☐ 本店所在地の所轄の税務署発行の証明書 ☐ 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください。 （「その3の2」「その3の3」でも可） ☐ 申請手続きは国税庁ホームページ「納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

記号【エ】消費税及び地方消費税納税証明書（見本）

納 税 証 明 書 （その3・未納税額のない証明用）		証明書の種類は 「納税証明書（その3）」 （その3の2） （その3の3）でも可
住所（所在地） 氏名（名 称） 代表者		
1 消費税及地方消費税について未納の税額はありせん。 以 下 余 白		
管（証明）第〇〇〇〇号 上記のとおり、相違ないことを証明する。		発行日は 令和6年11月1日以降
令和6年11月16日 〇〇〇〇税務署長 〇〇 〇〇 印		

【福岡市税を滞納していないことの確認について】

福岡市の内部照会にて福岡市税を滞納していないことの確認を行いますので、福岡市税を滞納していない証明書の提出は不要です。

ただし、内部照会（令和6年12月23日～令和7年3月3日に実施）にて滞納があった場合は、補正入力最終期限までに「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」を提出してください。（該当する場合は、インターネット申請にて補正願いをします。）

個人事業主の方は、滞納がないことの内部照会に住所・生年月日等が必要となりますので、様式2「福岡市税の徴収金滞納状況照会（様式2）」を提出してください。

また、税申告時の「屋号・所在地」と登録申請時の「名称・所在地」が異なる場合等は、滞納がない確認がとれないことがあります。この場合も、インターネット申請にて「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」を提出していただくよう補正願いをします。

記号	提出書類	説 明
オ	＜個人の場合＞ 福岡市税の徴収金滞納状況照会（様式2）	☐ 滞納がないことの内部照会に氏名・住所・生年月日などが必要となります。 ☐ 申請受付期間（令和7年2月7日（金）17：00）までに提出がない場合は、インターネット申請にて「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」を提出していただくよう補正願いをします。

記号【オ】 福岡市税の徴収金滞納状況照会（様式2）（見本）

様式2

福岡市税の徴収金滞納状況照会

令和 年 月 日

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者役職名・氏名 _____

業 者 番 号 _____

(新規事業者は空欄)

氏名	氏名(かな)	生年月日	住民登録地の住所	名称	名称(フリガナ)	所在地	電話番号

※Excelのまま提出してください。

以下の場合は、「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」の提出してください。

①内部照会にて滞納があった場合

②税申告時の「屋号・所在地」と登録申請時の「名称・所在地」が異なることで、滞納がない確認がとれない場合

③令和7年2月7日（金）17:00 までに本様式の提出がない場合

その他の書類

【カ・キ・ク】

▼ 様式は次からダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/uriharai.html

福岡市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 入札・契約・公募 → 契約情報 → 資格審査申請 → 申請手続き(「申請要領・様式・システム操作マニュアル等へ」) → 物品売払

記号	提出書類	説明
カ	直近2年分の 財務諸表 (個人用は様式3)	☐ 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書 株主資本等変動計算書の写し ※財務諸表を提出できない場合は、その理由書を作成し提出してください。(様式4) ☐ 個人の方は様式3(P14参照)に記入して提出してください。
キ	業者調書 (物品売払) (様式4)	☐ P16のとおり記入してください。 物品売払業者調書・登録等証明書欄は、業者選定の資料となりますので、必ず記入してください。 <u>記入のない場合は、指名できませんので、ご注意ください。</u>
ク	許可等の写し	☐ 許可等が必要な物品の売払いを希望される方は、許可等の写しを必ず提出してください。 有効期限がある許可証等については、期限切れではない許可証の写しを提出してください。 ≪必須≫ ・古物商許可証【各公安委員会(警察署)発行のもの】 ≪該当業種≫ 【都道府県もしくは市町村発行のもの】 ・産業廃棄物処分業許可証 ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・引取業者登録通知書(使用済自動車の再資源化等に関する法)など ※有効期限がある許可等については、その期限が競争入札参加資格(令和10年7月31日まで)の途中で満了した場合には、直ちに変更届と新たな許可証等の写しを福岡市財政局契約課へ提出してください。

記号【カ】 直近2年分の財務諸表（個人用は様式3）

- ▼ 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。
- ▼ 個人の場合は、P15の参考資料に基づき、様式3を作成してください。
- ▼ 直近決算2年分の財務諸表を提出できない場合は、その理由書(様式4)を作成し提出してください。個人の場合で、開業したばかりで確定申告をおこなっておらず、財務諸表が提出できない場合は、その旨を記載した「申立書」(様式は自由)と、管轄の税務署が受付印を押印している「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを提出してください。

様式3

財 務 諸 表

(個人用)

貸借対照表												(単位: 千円)	
科目	期 自 至	年 年	月 月	自 至	年 年	月 月	科目	期 自 至	年 年	月 月	自 至	年 年	月 月
現金預金							支払手形						
受取手形							買掛金						
売掛金							短期借入金						
有価証券							未払金						
商品							未払費用						
材料貯蔵品							預り金						
その他流動資産							その他流動負債						
貸倒引当金	△			△			流動負債計						
流動資産計							長期借入金						
建物・構築物							その他固定負債						
機械・運搬具							固定負債計						
工具器具・備品							純資本金(元入金)(イ)						
土地							事業主借勘定(ウ)						
							事業主貸勘定(エ)	△			△		
その他固定資産							当期利益(オ)						
固定資産計													
繰延資産													
合計(ア)							合計(カ)						
							次年繰越純資本金(キ)						

損 益 計 算 書												(単位: 千円)
科目	期 自 至	年 月		年 月	期 自 至	年 月		年 月	期 自 至	年 月		年 月
		年 月	年 月			年 月	年 月			年 月	年 月	
売 上 原 価		千円			千円				千円			
販売費及び一般管理費												
小 計 (B)												
営 業 外 費 用 (C)												
当 期 利 益 (D)												
合 計 (E)												
商 品 売 上 高		千円			千円				千円			
兼 業 売 上 高												
小 計 (総売上高)												
営 業 外 収 益												
(当期損失) (D)'												
合 計 (A)												

※ 参 考 資 料

流動資産	現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金為替手形郵便為替証明、当座預金、普通預金、郵便貯金等	流動負債	支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
	受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債券（割引引いたものがある場合は割引高を控除）		買掛金	通常の取引によって発生した営業上の未払額
	売掛金	通常の取引によって発生した営業上の代金の未収額		短期借入金	履行期が決算期後1年以内に到来する借入金又は到来すると認められる借入金（金融手形を含む）
	有価証券	取引所の相場のある株式及び社債（国債、地方債その他の債権を含む）で決算期後1年以内に処分する目的で保有するもの。		未払金	物件購入代金等の未払金で履行期限が決算期後1年以内に到来すると認められるもの
	商品	販売の目的で他から仕入れた商品の棚卸高		未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容としている契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
	材料貯蔵品	製品を製造するために使用する材料及び消耗工具並びに事務用消耗品等の棚卸高		預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び従業員からの預り金
	△貸倒引当金	受取手形、完成工事未収金等流動資産の部に属する債権に対する貸し倒れ見込額を一括して記入			
固定資産	建物・構造物	営業用として使用している建物、構造物の期末帳簿類（住居と併用している場合は、営業用に使用している坪数の全坪数に対する割合で按分した額を記入、借用している建物は含まない。）	固定負債	長期借入金	短期借入金以外の借入金
	機械・搬送機	営業用として使用しているプレス機械、旋盤、工作機械類及び船舶並びに自動車等の期末帳簿類		純資本金（元入金）	前年末の次年繰越純資本金元入金ともいう
	工具器具・備品	各種の工具、器具、備品で耐用年数が1年以上であり、取得価格が相当額以上であるものの期末帳簿等額		事業主定借	事業主が営業外資金から事業のために借りたもの（事業主個人の金を出資したもの、すなわち元入金に属するもの）
	土地	営業用として使用している土地で、借地は含まない。		事業主定貸	事業主が営業の資金から家事費に充当した金額
	繰延資産	繰延資産		当期利益（△当期損失）	当年利益金（当年損失金）
合 計		左右の合計は必ず一致すること	合 計		左右の合計は必ず一致すること
			次年繰越純資本金		次年の純資本金（元入金）となる

[点検事項]

(1) 当期利益（当期損益）

- ① $(D) = (A) - [(B) + (C)]$ …… マイナスとなる場合は、当期損失(D)'に記入する。
 ② $(D) = (オ)$, $(D)' = (オ)'$ …… 損益計算書の額と貸借対照表の額は同額。

(2) 次年度繰越純資本金

$$(キ) = (イ) + (ウ) + (オ) - (エ) \text{ 又は } (キ) = (イ) + (ウ) - (オ)' - (エ)$$

(3) 貸借対照表又は損失計算書の合計は、同期間において左右同額であること。

$$(ア) = (カ), (E) = (A)$$

記号【キ】 業者調書(記入例)

業者調書・登録等証明欄は、業者選定の条件となりますので必ず記載してください。
記載がないと、指名できない場合がありますのでご注意ください。

様式 5

業 者 調 書 (物品売払)		商号又は名称 (株)〇〇産業 〇〇支店
		業 者 番 号 〇〇〇〇

回収品置き場の状況	所在地	面積	自己所有・借地の区分
	福岡市中央区天神1丁目8ー1	〇〇㎡	所有 ・ 借地
	福岡市早良区〇〇〇丁目〇ー〇	〇〇㎡	所有 ・ 借地
			所有 ・ 借地
			所有 ・ 借地
			所有 ・ 借地

※主要な回収品置き場の見取り図を、下記に必ず記入してください。

所有車両の状況	型 式	積 載 量	取得年月日	備 考
	トラック	〇t	令和〇年〇月〇日	
	トラック	〇t	令和〇年〇月〇日	
	トラック	〇t	令和〇年〇月〇日	

処理設備の状況	設 備 名	処理能力 (1時間当たり)	取得年月日	備 考
	切断機	500t	令和〇年〇月〇日	
	圧縮機	3t	令和〇年〇月〇日	
	計量器		令和〇年〇月〇日	
	クレーン		令和〇年〇月〇日	
	マグネット		令和〇年〇月〇日	

回収品置場見取図(略図で可)

※ 登録期間中に内容の変更があった場合は、速やかに、新たな業者調書を提出してください。

登 録 等 証 明

許可等の種類	取得年月日	有効期間	備 考
古物商許可	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	
自動車リサイクル法引取業者登録	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	

※ 許可・認可又は免許等の写しを添付してください。
有効期限がある許可等については、その期限が競争入札参加資格(令和10年7月31日まで)の途中で満了した場合には、直ちに変更届と新たな許可書等の写しを提出してください。

継続申請者の変更届について

- ▼ 現在の登録内容に変更がある方は、インターネット申請前までに変更届を提出してください。
(https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/02.html)
提出後、内容が変更されたことを確認のうえ、インターネット申請を行ってください。
ただし役員情報（代表者及び代理人を除く。）に限っては、令和7・8・9年度のインターネット申請の中で変更（追加・変更）することができます。

5 インターネット申請の入力内容

- ▼ 短時間で入力できるよう、あらかじめ入力項目を確認されることをお勧めします。
- ▼ 詳細は福岡市契約情報ホームページから「システム操作マニュアル（物品売払）」をダウンロードのうえご覧ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/uriharai.html

福岡市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 入札・契約・公募 → 契約情報 → 資格審査申請 → 申請手続き（「申請要領・様式・システム操作マニュアル等へ」） → 物品売払

基本情報【共通】	基本情報	■ 本社所在地の区分(福岡市内・市外)、 中小企業・大企業の区分、個人・法人の区分 ■ 本店・支店情報 商号又は名称、フリガナ、代表者役職名、代表者氏名 所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス(※) ※指名通知や工事成績評定通知書等の契約に係る依頼や通知を行う際に使用しますので、入力誤りがないようご注意ください。(支店登録がある場合には支店のメールアドレスにのみ送信します) ■ 業者登録(変更) メールアドレス 必須項目(インターネット申請受理のお知らせや、不備・不足があった場合の指示のメール送信先) ※事業者にて委任を受けて代理で申請される方は事業者と代理申請者の両方のメールアドレスの登録が必要 ※携帯電話のメールアドレスは不可。
	役員等情報	■ 代表者、役員及び支店長(委任する場合のみ)の氏名・フリガナ・生年月日 ■ (継続申請者は表示されるので内容を確認)
	申請希望	■ 「工事・製造」 ■ 「委託」 ■ 「物品購入・リース」 ■ 「物品売払」 「希望する」・「希望しない」の いずれかを選択
詳細情報【物品売払】	決算(会社全体)	■ 資本金 ■ 前々年売上高及び前年売上高 会社全体の直近決算2年分の売上高をそれぞれ入力してください。 ■ 年間平均売上高 [計算]ボタンを押すと、システムにより自動計算されます。
	社員数	■ 社員数 会社全体の社員数を入力してください。なお、支店等に委任するときは「支店」欄の社員数をあわせて入力してください。

	申請業種	■ 申請区分業種 P7「申請区分業種分類表(物品売払)」から希望する申請区分業種を選択。1位～3位まで希望可(1位は必須) ■ 希望業種の前々年売上高及び前年売上高 業種ごとの直近決算2年分の売上高をそれぞれ入力してください。 ■ 希望業種の年間平均売上高 [計算]ボタンを押すと、システムにより自動計算されます。
--	------	---

6 申請に必要な書類の提出について

下記(1)(2)にしたがって提出してください。



持参不可・郵送不可

(1) 提出方法

- ▼インターネット申請で申請内容を入力後、
「必要書類の送信」メニューから必要書類の電子ファイルを提出してください。
(別途:「システム操作マニュアル(物品売払)」参照)
その他の方法で提出された場合は書類が到達しても受付できませんので
ご注意ください(持参不可)。

【添付できる容量について】

添付できるファイルの合計容量は最大 200MB です。
合計容量 200MB を超過するとメッセージが通知され必要書類は提出されません。
※Word、Excel 等で作成したファイルは、PDF 等に変換する必要はありません。
そのまま添付してください。

▼その他

- (ア) 電子ファイル提出後の書類の追加・訂正はできません。
補正指示があった場合、電子ファイルの追加・訂正ができるようになります。
- (イ) 添付するファイルにパスワード設定をしないでください。
市側でファイルを開くことができなくなります。

(2) 提出にあたっての注意点

- ▼提出前に書類に不備・不足がないか十分ご確認ください。⇒P 8～16
P 9 の一覧表はチェック用としてご利用ください。提出の必要はありません。

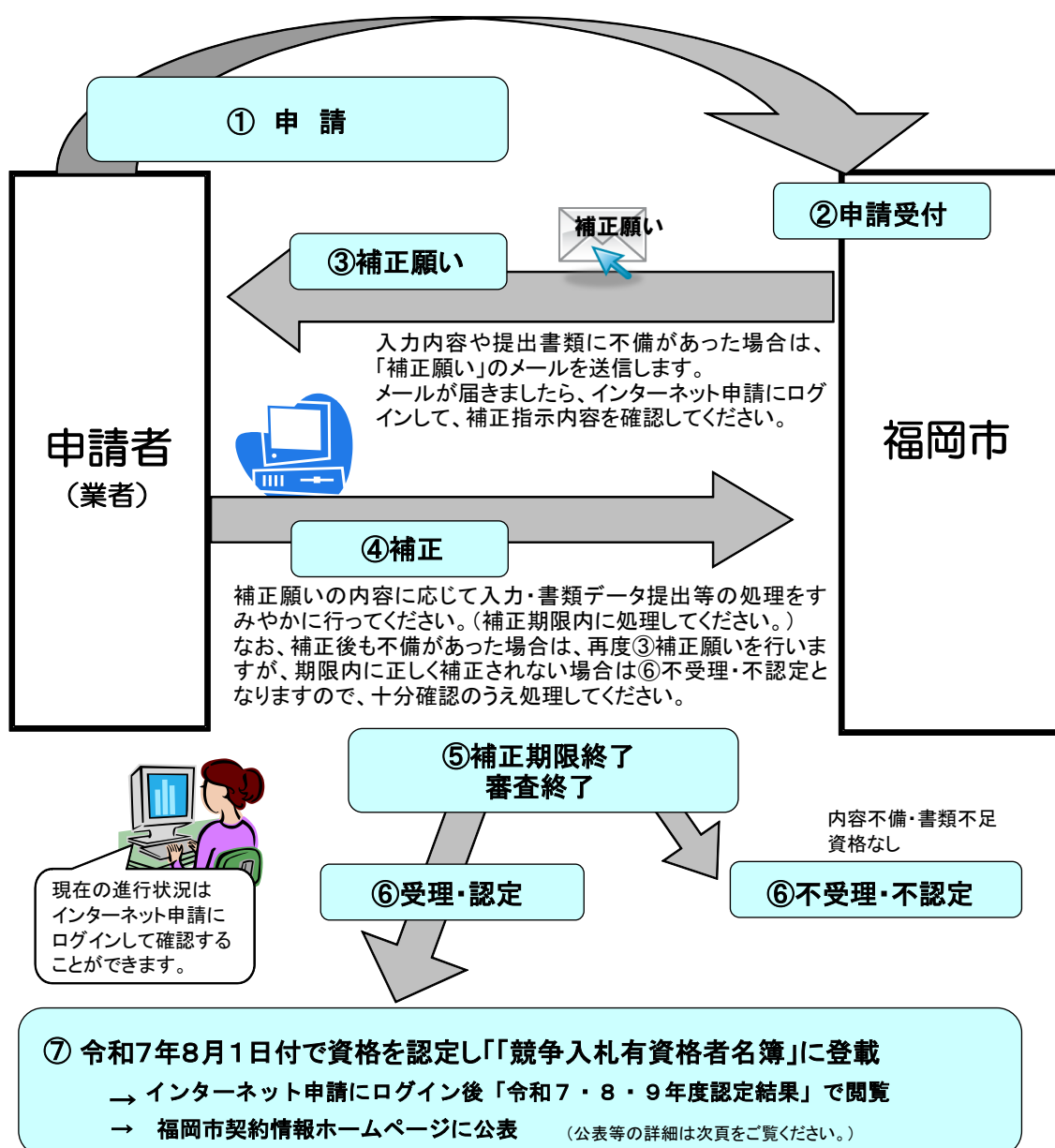
7 補正手続きについて

福岡市に提出された競争入札参加資格審査申請（インターネット申請内容や提出した必要書類データ）に不備・不足がある場合は、申請は受理されません。受理されるようインターネット申請内容の修正や書類データの追加・訂正提出を行うことを「補正」といいます。

- ▼ 申請内容や書類データに不備、不足がある場合はメール（「福岡市における業者登録の補正願いについて」）にてお知らせします。
- ▼ メールが届いたら福岡市ホームページからインターネット申請画面を開きログインして補正願いの内容を確認してください。
- ▼ 補正願いの内容に応じて、入力・書類データ提出等の処理をすみやかに行ってください。なお、補正期限までに修正されない場合、申請は受理されませんので十分ご注意ください。

《不足・不備がある場合の補正最終期限》（物品売払）

【インターネット補正最終期限】 令和7年4月11日（金） 17時まで
(持参・郵送不可)



8 競争入札参加資格の認定及び公表

資格の認定は令和7年8月1日付けで行います。入札参加資格を有すると認定した方は、「登録業者名簿」に登載し、福岡市ホームページ及びオープンデータ機能で公表します。

なお、紙による「競争入札参加資格認定通知書」は発行いたしません。認定結果については、令和7年8月1日以降、インターネット申請にログインして【令和7・8・9年度認定結果】で確認できます。

登録業者名簿検索 <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/php/fkks2010.php>

認定結果の確認 https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/application_01.html

▼ 福岡市契約情報ホームページ等公表項目（※注）

本店及び支店等の商号又は名称、代表者（代理人）の役職・氏名、所在地、電話番号、FAX番号、希望業種

※注）申請書類及び資格審査申請用データについては、福岡市、水道局及び交通局の競争入札関係等業務に使用します。この公表項目及び法令等により公にされている項目を除き、原則として公開することはありません。

<注意事項>

- 一般競争入札の実施にあたっては、個別に当該入札に係る資格要件を定めることがありますので、**すべての入札に必ずしも参加できるとは限りません。**
- **指名競争入札**については、福岡市、水道局又は交通局の指名基準に基づき入札参加者の選定を行いますが、入札参加資格の認定を受けていても、必ずしも指名があるとは限りません。

●●不適格業者の排除について●●

本市では、不良不適格業者を排除するため、登録業者実態調査員による登録業者の現地実態調査を抜き打ちにより実施し、本・支店機能、決算の状況、営業に係る届出等について申請内容の確認を行っています。

その結果、本・支店機能を有していない場合や調査に協力しない等、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第9号に該当する時は、競争入札参加停止措置を行います。

9 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の認定を受けた方は、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの間に公告または指名による入札について参加資格を有します。

10 登録(申請)内容の変更について

競争入札参加資格の認定を受けた方は、競争入札参加資格審査申請の申請事項に変更が生じた場合には、その都度速やかにインターネット申請により「変更届」を提出してください。届け出を怠った場合や著しく遅延した場合には、競争入札参加停止の措置を行う場合があります。

11 お問い合わせについて

問い合わせ時間

9:00～12:00／13:00～17:30

(土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

(1) インターネット申請の操作に関するお問い合わせについて

あらかじめ「システム操作マニュアル(物品売払)」をダウンロードして、お手元にご用意ください。操作画面のページを開いてお問い合わせください。

ダウンロード



https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/uriharai.html

福岡市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 入札・契約・公募 → 契約情報 → 資格審査申請 → 申請手続き(「申請要領・様式・システム操作マニュアル等へ」) → 物品売払

【インターネット申請問い合わせ先】

インターネット申請システムヘルプデスク TEL 092-718-1610

(2) 申請に必要な提出書類の詳細に関するお問い合わせについて

あらかじめ本要領や様式等をダウンロードして、お手元にご用意ください。該当ページ等を開いてお問い合わせください。

※送付書類(申請書類のデータ)の到着確認については原則としてお答えできません。

※申請の進行状況について

申請の進行状況はインターネット申請にログインして確認してください。操作方法は「システム操作マニュアル(物品売払)」をご覧ください。なお、補正がない場合でも受理までに1ヵ月以上の期間を要します。

<<問い合わせ先>>

福岡市 財政局 契約監理課・契約課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

・物品関係
・変更届等

TEL 092-711-4186

TEL 092-711-4181

福岡市 水道局 契約課

TEL 092-483-3127

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目28-15

福岡市 交通局 財務課

TEL 092-732-4118

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31